

平成 31 年度組織見直し（案）について

1. 市内部監査体制の強化

平成 31 年 2 月に補助金の一部返還命令を受けることとなった事態を受けて、このようなことが二度と起こらないよう、財政援助団体等に対する監査を実施するための体制強化として、監査委員事務局に主幹級職員の「特別監査官」の職を設置します。

現在の監査委員事務局体制	新年度の監査委員事務局体制
局長	局長
主幹	特別監査官（主幹級）
係員	主幹
	係員

現行の 3 名体制に、特別監査官を加えた 4 名体制へ強化します。

2. 雨水排水対策専任部門の新設

平成 31 年 4 月より、上下水道部に、雨水排水対策を一元的に担うとともに、河川・砂防業務を所管する「排水対策課」を新設します。

新設の目的は、大きく以下の 2 点です。

①排水対策窓口一元化による市民サービスの向上

「排水対策課」は上下水道部配下ですが、本庁内に配置（耕地課に隣接予定）することで、窓口の実質的な一元化を実現し、市民サービスの向上を図ります。

現在、農業用水路は本庁の耕地課、下水道雨水路は上下水道部下水道課と担当窓口が分かれており、ご相談内容によっては本庁舎と上下水道部庁舎とを行き来していただく場合があることから、「窓口がわかりづらい」といった声をいただくこともありましたので、今回窓口を一元化するものです。

今後は、耕地課や道路課と連携の必要も多いことから、この「排水対策課」を本庁内に配置することで、ご相談内容に応じて庁舎間を移動するといったご不便をおかけすることなく、よりスムーズな対応が可能となります。

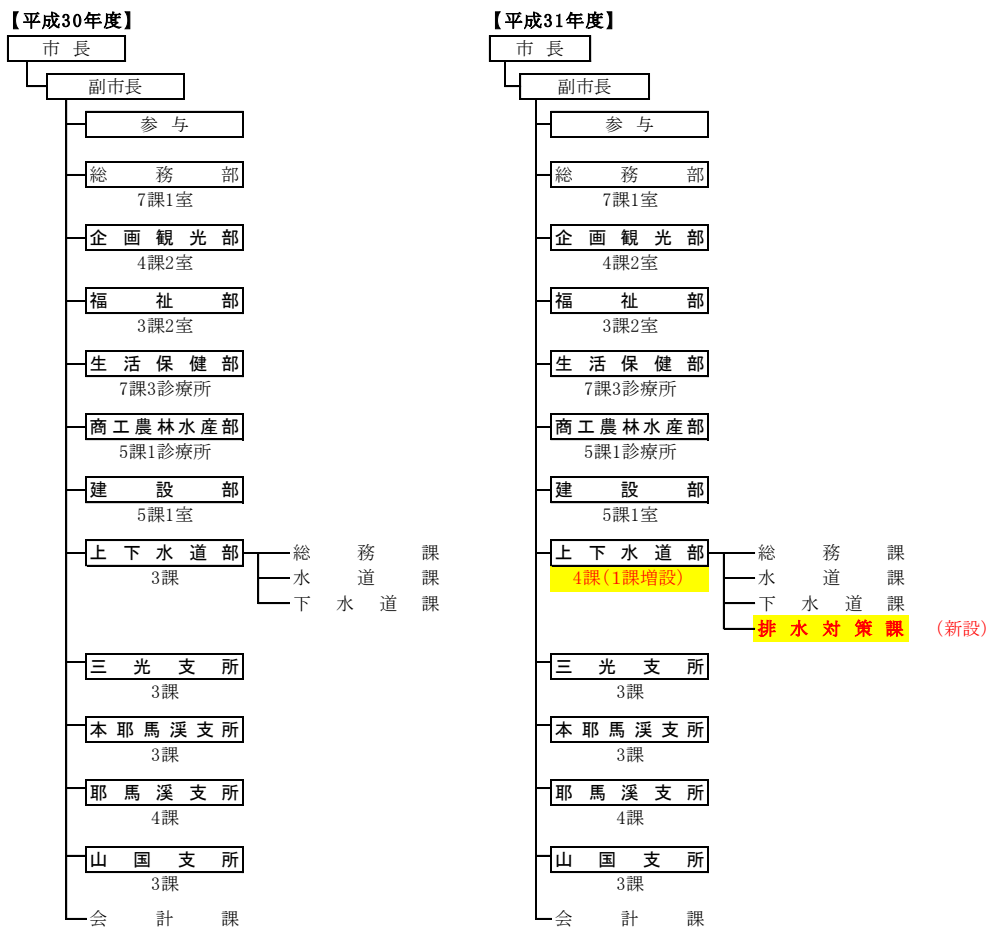
②豪雨災害等多発に伴う雨水排水対策の強化

近年、集中豪雨の頻度が増し、処理能力を上回る雨水が水路等に流入することで、市内各地で内水による道路等の冠水が発生しています。

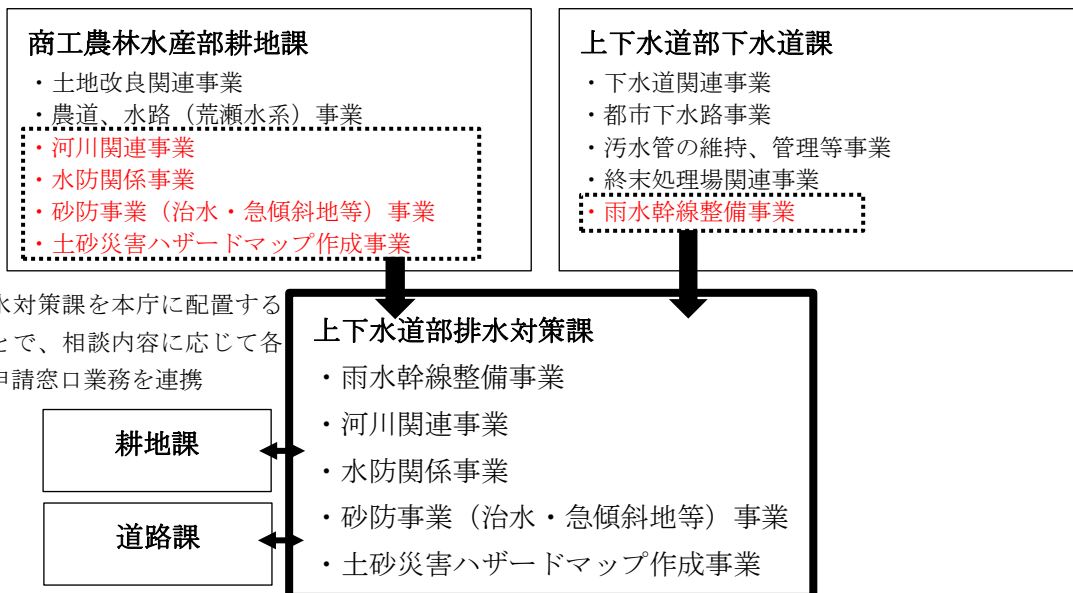
今後も集中豪雨の発生が予想される中で、雨水幹線整備など排水対策は非常に重要であると認識しており、着実に取り組む必要があります。

「排水対策課」の新設により、雨水排水対策を一元的に管理し、その対策を強化することで「安心づくり」の実現に努めてまいります。

※参考 平成31年度 中津市 市長事務部局組織図（案）



○排水対策課の主な所管業務（耕地課、下水道課から事務を一部移管します）



【問合先】
 総務課 人事係 担当：松本
 TEL 0979-22-1111（内線 222）